

変更 新型コロナウイルス感染防止対策

2023年3月13日変更

滋賀県テニス協会

2023年3月13日からのマスク着用が個人の判断になるのに対し、滋賀県テニス協会の大会、行事でのコロナ感染防止として以下の対策に変更します。

但し、大会、行事によっては、これまでの防止対策の一部を継続して実施する場合があります。この時はその指示に従ってください。

1、 大会、行事に参加する選手、保護者の皆さんへのお願い

- 1) 観客、保護者の参加規制は解除し、規制はしません。
- 2) これまでのコロナ感染対策チェックリストの提出は原則不要とします。
- 3) テニス会場内でのマスクの着用・非着用は個人の判断で行ってください。
ただし、本部運営者と会話する時はマスクを着用してください。
試合中は必ずマスクを外して行ってください。
- 4) 当日 37.5 度以上の発熱がある場合は参加できません。
- 5) コロナ感染の疑いのある症状（発熱・咳）がある場合も参加できません。
- 6) 大会前にコロナ感染した選手は、症状軽減後十分な期間（*）をおいた後、マスクを着用して参加が可能です。

2、 試合進行時の対策

- 1) 選手は試合の前後の手洗い、アルコール等による手指の消毒を推奨します。
- 2) 相手選手とは常に十分な距離をとるようにしてください。試合前、終了後の握手は行わず、サービスラインで挨拶をしてください。

3、 大会・行事運営者の対策

- 1) 運営者は会場内ではマスクを着用してください。
- 2) コロナ感染対策チェックリストの提出は原則不要です。
- 3) 当日 37.5 度以上の発熱・コロナ感染の疑いのある症状（発熱・咳）がある場合も参加できません。
- 4) アルコール消毒液等を用意する。手洗い用に石鹸を用意する。
- 5) ロービングアンパイアは、職務中はマスクを着用する。

4、 その他

大会、行事終了後、選手、保護者及びスタッフは微熱、発熱、又はコロナ感染濃厚接触者になった場合は速やかに運営責任者に連絡願います。

* 症状軽減後十分な期間；

スポーツ庁令和5年2月13日発行、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知）」の記載文

陽性者の自宅療養期間の見直し

自宅療養期間については、療養者が有症状の場合には10日間、無症状の場合には7日間は引き続き、自身による検温、高齢者等重症化リスクの高い者との接触や、感染リスクの高い行動を控えることを前提に、以下のとおり短縮することとし、令和4年9月7日から適用する。

- ・ 有症状の場合、発症から10日間かつ症状軽快後72時間としていたところ、7日間かつ症状軽快後24時間に変更（ただし、現に入院している場合は10日間）。
- ・ 無症状の場合、検体採取から7日間としていたところ、5日目の抗原定性検査キットによる検査により陰性であった場合、5日間に変更

また、感染症法第44条の3に基づき、陽性者に対する外出自粛要請は引き続き行うが、症状軽快後24時間経過後又は無症状の場合には、感染リスクが残るため、マスクは必ず着用すること、短時間とすること等の自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品の買い出しなど必要最低限の外出を許容する。